

(別 記1)

議第169号 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第5条第3項中「参加すること等」を「参加すること、地域住民との間で住宅宿泊事業の運営に関する協定を締結すること等」に改める。